

務	00	01	3年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 3 0 2 5 号  
令 和 8 年 3 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「自転車ヘルメット着用モデル校」運用要領の制定について

近年、自転車を取り巻く交通事故情勢は厳しく、その原因として自転車側に法令違反が認められる場合が多いことが挙げられる。

また、本年4月1日から自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることから、自転車利用者に対し交通ルールの遵守及び交通安全意識の向上を図ることが重要である。

加えて、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用は、交通事故の被害軽減に有効であるものの、本県の着用率は全国的に見て低調な状況にあるため、ヘルメットの着用促進が重要な課題となっている。

これらの状況を踏まえ、自転車を日常的に利用する機会の多い中学生及び高校生に対するヘルメット着用を促進し、学校を拠点とした取組を推進することにより、若年層を始めとする自転車利用者のヘルメットの着用促進に向けた機運の醸成を図るため、別添のとおり「自転車ヘルメット着用モデル校」運用要領を制定し、本年4月1日から運用することとしたので、各警察署にあっては、関係機関と連携の上、積極的な取組を推進されたい。

担当：交 通 企 画 課  
交 通 安 全 対 策 係

## 「自転車ヘルメット着用モデル校」運用要領

### 第1 趣旨

本要領は、「自転車ヘルメット着用モデル校」（以下「モデル校」という。）の指定及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用促進に積極的に取り組む中学校及び高等学校をモデル校として指定し、同校の生徒が模範を示すことで、ヘルメットの着用を中心とした自転車の安全利用を促進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、県全体におけるヘルメットの着用に向けた機運の醸成及び自転車事故の被害軽減を図るものとする。

### 第3 モデル校指定基準

モデル校は、次に掲げる基準の両方を満たす青森県内の中学校又は高等学校（公立、私立の設立区分は問わない。以下「学校」という。）の中から、当該学校を管轄する警察署長が指定するものとする。

- 1 ヘルメットの着用促進に関する取組を実施していること。
- 2 自転車の安全利用に関する交通安全教育又は啓発活動を積極的に実施していること、又はこれらに意欲的であること。

### 第4 指定手続等

#### 1 指定に係る手順

##### (1) 指定に対する勧奨

警察署長は、管内で自転車通学を許可している学校に対し、各種交通安全教育等の機会を通じて自転車の安全利用に向けた取組を推進するよう働き掛けるとともに、自転車通学に際し、ヘルメットの着用を許可条件としているなど、モデル校の指定基準を満たしている学校については、モデル校の指定を受けるよう勧奨すること。

##### (2) 推薦書の作成

警察署長は、第3に定める基準を満たす学校の同意を得て、「自転車ヘルメット着用モデル校推薦書」（別記様式第1）を作成した上、取組内容が分かる資料（校則等の写し、自転車通学に係る誓約書等の写し、生徒指導マニュアル等）とともに交通企画課長へ送付し推薦すること。

##### (3) 指定書の交付

交通企画課長は、警察署長から送付を受けた資料等を審査し、被推薦学校がモデル校に適していると判断した場合には、その旨を当該警察署長に通知し、通知を受けた警察署長は当該学校に対し、「自転車ヘルメット着用モデル校指定書」（別記様式第2）を交付して指定するものとする。

#### 2 指定後の公表等

交通企画課長は、モデル校として指定された学校（学校名、所在地、管轄警察署

等)を、本県警察公式ホームページ上において公表するとともに、その取組内容のうち、他の学校及び関係機関・団体の参考となるものについては、本県警察公式ホームページやSNS等を活用して広く情報発信し、自転車の安全利用に関する取組の普及及び機運の醸成を図るものとする。

## 第5 解除等

### 1 解除事由

モデル校に指定した警察署長は、当該学校が次のいずれかに該当すると認めるときは、モデル校の指定を解除することができる。

- (1) 指定基準を満たさなくなったと認められたとき。
- (2) モデル校の多数の生徒が、自転車の安全利用に反する悪質・危険な違反を繰り返すなど、モデル校としての指定が適当ではないと認められるとき。
- (3) モデル校から解除の申出があったとき。

### 2 解除手続

モデル校に指定した警察署長は、自ら解除事由に該当するモデル校を認めたとき、又は交通企画課長から解除事由に該当する旨の情報提供を受け、指定を解除するときは、当該学校に対し、任意の書面により指定の解除を通知するものとする。

## 第6 報告等

### 1 取組報告

警察署長は、モデル校における取組状況その他必要な事項について、交通企画課長の求めに応じ、又は必要に応じて報告するものとする。

### 2 変更事項に係る報告

警察署長は、モデル校の指定に係る学校の名称、所在地その他指定内容に変更があったときは、「自転車ヘルメット着用モデル校指定内容変更報告書」(別記様式第3)を作成の上、速やかに交通企画課長に報告するものとする。

## 第7 管理簿等

交通企画課長は、モデル校の指定状況等について「自転車ヘルメット着用モデル校管理簿」(別記様式第4)に記載し、同管理簿を備え付けること。

また、モデル校の指定状況について毎年度、本職に報告するほか、必要に応じて随時報告すること。

## 第8 留意事項

### 1 必要な支援の実施

警察署長は、モデル校の取組状況を把握した上で、必要な指導及び助言を行うほか、街頭活動を始めとする交通安全活動への参加を呼び掛けるなど、ヘルメットの着用促進及び自転車の安全利用に向けた取組の充実が図られるよう必要な支援を実施すること。

### 2 関係機関・団体との連携

教育委員会を始めとする関係機関・団体との連携を密にし、円滑な運用となるよう配慮すること。

別記様式第 1

交	01	02	1 年
(令和〇年〇月末まで保存)			

〇〇交通第□号  
令和 年 月 日

交通企画課長 殿

〇〇警察署長

自転車ヘルメット着用モデル校推薦書

学 校 名	
学 校 所 在 地	〒  (代表電話番号) (E-mail)
学 校 代 表 者	(役職) 氏名
生 徒 数 等	総数 人 ※うち、自転車通学生徒数 人
取 組 内 容	<input type="checkbox"/> 自転車乗車用ヘルメットの着用促進 (校則による義務化・通学許可要件・その他) <input type="checkbox"/> 点検・整備された自転車の使用 <input type="checkbox"/> 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 <input type="checkbox"/> 自転車に関する交通安全教育の実施 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>
連 絡 担 当 教 諭	(役職) 氏名
署 担 当 者	警察署 課 係 氏名

# 自転車ヘルメット着用モデル校指定書

(学校名)

○ ○ ○ ○ 高等学校

貴校における自転車乗車用ヘルメットの着用促進及び自転車の安全利用に関する取組は交通安全意識の高揚に資するものと認められることから自転車ヘルメットモデル校として指定します

令和 年 月 日

○ ○ 警察署長

階 級 氏 名

印



別記様式第3

交	01	02	1年
(令和〇年〇月末まで保存)			
〇〇交通第〇号			
令和 年 月 日			

交通企画課長 殿

〇〇警察署長

自転車ヘルメット着用モデル校指定内容変更報告書

学 校 名	
-------	--

※以下、変更があった箇所のみ記載

学 校 所 在 地	〒  (代表電話番号) (E-mail)
学 校 代 表 者	(役職) 氏名
生 徒 数 等	総数 人 ※うち、自転車通学生徒数 人
取 組 内 容	<input type="checkbox"/> 自転車乗車用ヘルメットの着用促進 (校則による義務化・通学許可要件・その他) <input type="checkbox"/> 点検・整備された自転車の使用 <input type="checkbox"/> 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 <input type="checkbox"/> 自転車に関する交通安全教育の実施 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
連 絡 担 当 教 諭	(役職) 氏名
署 担 当 者	警察署 課 係 氏名

交	01	02	10年
(令和〇年〇月末まで保存)			

## 自転車ヘルメット着用モデル校指定管理簿

番号	学校名	管轄 警察署	指定日	解除日	備考
1			年 月 日	年 月 日	
2			年 月 日	年 月 日	
3			年 月 日	年 月 日	
4			年 月 日	年 月 日	
5			年 月 日	年 月 日	
6			年 月 日	年 月 日	
7			年 月 日	年 月 日	
8			年 月 日	年 月 日	
9			年 月 日	年 月 日	
10			年 月 日	年 月 日	
11			年 月 日	年 月 日	
12			年 月 日	年 月 日	
13			年 月 日	年 月 日	
14			年 月 日	年 月 日	
15			年 月 日	年 月 日	
16			年 月 日	年 月 日	
17			年 月 日	年 月 日	